

令和2年10月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和2年10月12日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米商工会館5階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美	委員
2番	秋永 憲一	委員
3番	今村 裕一	委員
4番	内田 正隆	委員
5番	江上 哲夫	委員
6番	大石 敏裕	委員
7番	甲斐サエ子	委員
8番	笠 幸夫	委員
9番	黒岩 純	委員
10番	古賀 喜治	委員
11番	後藤 靖子	委員
12番	末次 龍夫	委員
13番	田中 文	委員
14番	田中 修二	委員
15番	田中 弥生	委員
16番	手島富士雄	委員
17番	富安 辰行	委員
18番	鳥越 文生	委員
19番	中村 裕	委員
20番	林田 高夫	委員
21番	日比生和雄	委員
22番	深川 嘉穂	委員
23番	柳 壽祥	委員
24番	山口 啓一	委員

欠席委員は無し。

事務局の出席者は10名である。

事務局 それでは、おはようございます。
本日、現委員数24名全員の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。
それでは、この場をおかりいたしまして、議案のほうに訂正がございますので、よろしく申し上げます。
議案集の11ページでございます。議案集11ページの9番につきまして、10月9日に諸事情により取下げがっておりますので、議案のほうから削除をお願いいたします。それと併せまして地図のほうもナンバー12、5条—9につきましても、併せて削除ということをお願いいたします。
それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。今日は大変皆さん方には農作業、大変お忙しい時期に出席を頂きまして、ありがとうございます。できれば、進行を早く進めていきたいと思っておりますので、御協力お願い申し上げます。
それでは、ただいまから10月農業委員会総会を開催をいたします。
第1号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので、付議いたします。
所有権移転、東部地域、審議番号1番から、2ページ、4番までの4件です。
3ページをお願いします。
続きまして、西部地域、審議番号5番から、6ページ、13番までの9件です。
以上、1番から13番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告します。
以上、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第1号議案に、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。
東部地域、1番、1件です。
1番、申請地、田主丸町地徳、田、2筆計2,678m²、申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するもの、農地改良行為です。
農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
西部地域、2番、3番の2件です。
2番、申請地、大善寺町中津、田、337m²、申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するもの、農地改良行為です。
3番、申請地、三潞町田川、田、324m²、申請理由、申請地に集合住宅1棟4戸を建築するものです。
なお、審議番号1番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっています。
以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。
それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委員 東部審査会について説明します。

審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは1番です。

転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、令和2年10月20日から令和5年4月19日の予定で、改良後は、樹木を生産する計画となっています。

申請地は、巨瀬川幼稚園から南西へ約870m、川会小学校から南東へ約1.6kmのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に伴うものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、沈殿槽を設置し、素掘側溝及び暗きょ管を經由して、西側水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、周囲に雑石積み及び土羽を整形をすることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

この申請案件について、排水承諾等、及び添付書類を確認しております。

以上1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員 続きまして、西部審査会について説明します。

審議番号2番、地図ナンバー2番です。

転用目的は、一時転用農地改良行為です。

申請地は、大善寺小学校から北西へ約600m、筑邦西中学校から西へ1.1kmのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に病院と保育園がある農地でありますので、第3種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、素掘り水路を經由して、南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

転用目的は、集合住宅1棟4戸を建築するものです。

申請地は、三瀨中学校から北東へ約300m、西鉄三瀨駅から北へ約100mのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して東側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して東側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

委 員 この1番ですね、農用地ということは農業振興地域内農用地のことですか。

事務局 はい。

委 員 それで、申請理由が盛土を行って畑として利用すると、その下に、一時的な利用に供するもの、期間は令和2年10月20日から4月19日まで、また元に戻されるのですか。一時的使用だけで許可が下りると。

事務局 そうですね。まず、今回のケースについては、農地改良行為で、農地を農地として、田んぼを畑として地上げをするという申請となっているところです。

届出の申請の場合もあるわけですが、届出につきましては、1,000m²以内、造成高が1m以内、施行期間が3か月以内、この3つの要件を満たしているものにつきましては、届出という形で対応をさせていただいているところです。この3つの要件を1つでも該当しない案件につきましては、転用行為ということで許可のほうを取っていただいています。施行期間中は、農地として利用することができませんので、今回のケースにつきましても、この期間については農地として利用できませんので、転用許可という形で申請をしていただいているところです。

委 員 一時転用してまた元に戻すということではないんですね。

事務局 元に戻すというわけではなくて、田んぼの状態から畑として利用する目的です。

委 員 期間が3年。

事務局 2年半ではありますけれど、土をつくりながら造成していくという計画になっているところですよ。

委 員 分かりました。許可基準に達しているということですね。

事務局 はい。

議 長 ほかにございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 それでは、全員挙手により、第2号議案は可決されました。
なお、審議番号1番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 8ページをお願いします。
第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番から、10ページ、7番までの7件です。

1番、申請地、善導寺町木塚、田、142m²、申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

2番、申請地、山천시ノ上町、田、1,236m²、申請理由、申請地を取得し、貸露天駐車場として利用するものです。

9ページをお願いします。

3番、申請地、山本町豊田、畑、2筆計306m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地と第3種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、田主丸町田主丸、畑、122m²、申請理由、申請地を取得し、貸露天駐車場として利用するものです。

5番、申請地、田主丸町長栖、畑、78m²、申請理由、申請地を取得し、農家住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、北野町稻数、畑、326m²、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

10ページをお願いします。

7番、申請地、北野町稻数、畑、2筆計220m²、申請理由、申請地を譲り受けて、露天駐車場として利用するものです。

西部地域、8番から、11ページ、9番を除き、14ページ、18番までの10件です。

8番、申請地、荒木町荒木、田、533m²、申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置き場として利用するものです。

11ページをお願いします。

10番、申請地、荒木町白口、田、200m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11番、申請地、荒木町白口、田、2筆計330m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

12番、申請地、荒木町白口、田、2筆計344m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

12ページをお願いします。

13番、申請地、藤光町、田、267m²、申請理由、申請地を取得し、車両置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

14番、申請地、藤光町、畑、73m²、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

15番、申請地、宮ノ陣町若松、畑、257m²、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13ページをお願いします。

16番、申請地、安武町武島、田、3筆計168m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第2種農地と第1種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

17番、申請地、城島町浮島、田、畑、2筆計596m²、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

14ページをお願いします。

18番、申請地、城島町六町原、田、225m²、申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委員 東部審査会について説明します。

審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、道の駅くるめから北西へ570m、白峯保育園から北東へ約1.6kmのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの医療施設がある農地でありますので、第3種農地に該当すると判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由し、南側の側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された下水管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。

転用目的は、貸露天駐車場として利用するものです。

申請地は、白峯保育園から西へ約70m、久留米筑水高校から北東へ約300mのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地に該当すると判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由し、東側の側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及び土羽を整形することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、山本小学校から西へ210m、道の駅くるめから南へ約1.2kmのところに位置します。

農地区分については、北側の農地につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に学校と保育園がある農地でありますので第3種農地、南側の農地につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

す。

雨水排水につきましては、溜柵を経由し、北側の側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された下水管に接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

転用目的は、貸露天駐車場として利用するものです。

申請地は、田主丸総合支所から南へ約100m、浮羽工業高校から南西へ約220mのところ

に位置します。
農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下で排出されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

転用目的は、農家住宅を建築するものです。

申請地は、船越小学校から北東へ850m、うきは市立いずみ保育園から北西へ約1.8kmのところ

に位置します。
農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、隣接地と同一事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由し、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、東側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、大城小学校から北西へ約800m、北野中学校から北東へ約1.1kmに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、既設の石積み及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、大城小学校から北西へ約700m、北野中学校から北東へ約1kmのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上7件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委 員 西部審査会について説明します。

審議番号8番、地図ナンバーは11番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものですが、一部施工済みとなっておりますので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、荒木小学校から西へ約100m、JR荒木駅から南西へ約800mのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して北側の道路側溝へ排水します。

汚水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、周囲と同じ高さに合わせることで、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR荒木駅から北西へ約700m、白鳥保育園から南へ約300mのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水については、南側の道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR荒木駅から西へ約400m、白鳥保育園から南へ約500mのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して東側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、東側に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR荒木駅から西へ約400m、白鳥保育園から南へ約500mのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、東側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、東側に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号13番について説明いたします。地図ナンバーは16番です。

転用目的は、車両置場として利用するものです。

申請地は、ひいらぎ保育園から南西へ約400m、J R 荒木駅から東へ1.4kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により、東側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、L字擁壁により、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号14番について説明いたします。地図ナンバーは17番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から北東へ約900m、久留米工業大学から西へ約1.7kmのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で東側の水路へ排水します。

汚水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工及びコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号15番について説明いたします。地図ナンバーは18番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄古賀茶屋駅から北西へ約800m、宮ノ陣クリーンセンターから南西へ1kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号16番について説明いたします。地図ナンバーは19番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、安武小学校から北へ約80m、西鉄安武駅から北西へ約1.4kmのところに位置します。

農地区分については、東側の1筆につきましては、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。西側の2筆につきましては、第3種要件及び2種要件に該当せず、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号17番について説明いたします。地図ナンバーは20番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、浮島小学校から南東へ約200m、城島総合支所から西へ約2.7kmのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件に該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、西側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせることにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号18番について説明いたします。地図ナンバーは21番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、城島総合支所から南東へ約1km、江上小学校から北東へ1.2kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の水路へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上10件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

委 員 この別紙で配られている立地基準に関する主な条項ですが、条項の部分は、せめて第1種農地ぐらいはこれに該当しますということで、よければ条文を、農地法第何条何と書いてもらおうと。第2—1—(1)—イなど書いてありますが、なかなかわかりません。ここに条文を書いていただくわけにはいかないかなと思って質問をしました。

事 務 局 今のご質問は、議案書というよりも、先ほど一枚紙で配らせていただいているものに条文を入れたらどうかという提案ということでしょうか。

委 員 そうです。

事 務 局 はい、分かりました。そしたら、こちらのほうにはまた改めて追記をしたいと思います。

議 長 それでは、ほかに。はい、どうぞ。

委 員 この議案から若干外れるかなと思いながら、お尋ねします。現地確認に参りまして、そこは田んぼだったところを土地改良行為で上に上げられているわけですがけれども、横の水路を覗きますと、U字溝で施工した水路の口からもういきなり土羽がつかれておりました、その土羽の土がその側溝内に落ちて流れ込んでいるわけです。よくよく見ると、その土羽のちょっと内側に入ったところ、ちょうどその水路、排水

路に対する畔と思われるところにくいが見えてるわけなんです、境界ぐいが。例えば、今回の申請についても、いわゆる被害対策のためにコンクリートブロックで土石の流出を止めますとか、土羽を整形しますというのが、添付書類として何か出されているということですが、では、その効力はどこまであるのかと。

例えば、今回私が、一農業者として、泥が流れ込んでいますから泥を上げてくださいよと、U字溝の中に3分の2ぐらい埋まっているので上げてくださいよと、でなければ隣の田んぼの排水がうまくいきませんよ、という指摘をしましたところ、まあ、要は関係ないと怒り出しましてですね。

過去のそういうデータを引っ張り出すというのは困難かもしれませんが、改良届、あるいはいろいろな計画書の中にある、土羽をします、コンクリートブロックで止めますというようなものがどこまで効力があるものなのか。あるいは、もっと言えば、農業委員会として、隣の田んぼに関しては排水が悪くなりますよ、もし、米もできない、麦もできないというような環境になってしまったら、ここは遊休農地になってしまいますよ、と、私は説明しましたが、関係ない、時々はやってるからと言われるんですけど、実際に、そこで当初の計画書を見れば、もしかしたら、その畔の部分、除いたところから土羽がつかれるような計画書で出ていたのではないかという気もするわけです。

だから、いわゆる添付書類の効力というか。例えば今回の事例の場合でも、オーケーですというような判断をしいものなのか、あるいは法律的に農業委員として、いや、これは駄目ですよと、あるいは工事が終わった後に見に行きまして、もとに戻してくださいよと言えるのかどうかというのをお尋ねしたいなと思ひまして。

事務局

まず、許可をするに当たって、農業委員会として、周りの農地に対してどう影響しているのかというのを見ます。その上で、先ほど言われた、水路から立ち上がってような計画になってる場合については、そこから崩れて埋まる可能性がありますので、当然、委員さんにはそういったところを見ていただいている中で許可を出しているところです。すぐに埋まったりするから法面を立ち上げる分については少し控えてから立ち上げてくださいと。

その後に、許可出ただけではなくて、当然、その許可をした後に、その都度、報告書のほうを出してもらうようになっております。まず3か月、3か月が終わりましたら1年ですね。あとは、基本的にはもう終了という形になろうかとは思いますが。

特に、農地改良行為みたいところは、それこそ、今回のような事案が発生することもあり得るので、今現在の取組としては、終わった後は、委員さんと一緒に、現地がそのとおりになっているかどうかというのを確認させていただいているところです。そうしないと、もう要はやりっ放しになってしまいますので、やりっ放しにならないように、終わった時点でまず報告書が届きますから、その時点で一緒に現地のほうへ行き、そのとおりになっているかどうかを確認します。なっていないければ、当然、もとの計画書どおりにしてくださいという指導をしているところです。あとは、先ほど最後に言われた、どこまで効力があるかということですけど、それは、もちろん、当初の計画どおりに、また元のとおりにしてくださいというのが原則かと思います。

ただ、すみません。それこそ、保存年限等がありまして、どこまで残っているかというのはありますが、取組としては必ず現地を、最終的には委員さんと一緒に見ていただいて、事務局も行きますけど、その中で、先ほど言われたような場所については、特に確認をさせていただいているということですね。

委 員 分かりました。持ち主さんのほうも個人の財産ですから、何だおまえはというような感じで言われてしましまして、やっぱりそこをさらにもっと強く言えるかどうかというのは、やっぱり添付書類等がどうなのかっていう確認になってしまうので、例えば、できれば現地確認の際には、最初の申請の段階で提出された書類、そういうものが残っていて、相手に示せるような形を取っていただきたいなと思います。

書類の保存というのは大変だと思いますが、やっぱりそういったものがないと、先方に対してはやっぱり注意、指導もできないのではないかなと考えました。ありがとうございます。

議 長 意見、ありがとうございました。

委 員 水路に土砂等がたまっている場合については指導までですかね。命令というのはできませんか。

事 務 局 そうですね。お願いという形でしていくしかないかなとは思っています。

議 長 それでは、ほかにございませんか。

「なしの声」

議 長 それでは、ほかにご質疑ないようでございますので、質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第3号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第3号議案は可決されました。

続きまして、第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いします。

第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番、2番の2件です。

1番、申請人、太郎原町、*****、経営面積6万539m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、藤山町、*****、経営面積2万7,639m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
続きまして、第5号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 16ページをお願いします。
第5号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。
第1区、1番から、17ページ、4番の4件です。
1番、所在地、善導寺町木塚、畑、764m²、推進機構への売渡しとなります。
2番、所在地、太郎原町、田、1,176m²、推進機構への売渡しとなります。
3番、所在地、藤山町、田、1,572m²、推進機構への売渡しとなります。
17ページをお願いします。
4番、所在地、安武町武島、田、9筆計6,874m²、推進機構への売渡しとなります。
第3区、5番、6番の2件です。
5番、所在地、北野町中、田、2,756m²、推進機構からの買入れとなります。
なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、*****の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。
6番、所在地、北野町仁王丸、田、3,938m²、推進機構からの買入れとなります。
以上、審議番号1番から6番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。
以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、
久留米市長宛て通知いたします。
続きまして、第6号議案、久留米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 18ページをお願いいたします。
第6号議案、久留米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について。農業委員会等に関する法律第7条の規定により、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改正したので、付議いたします。
1、久留米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）（第6号議案別紙のとおり）になります。
それでは、別紙の資料、第6号議案別紙のほうをお願いいたします。
最初に、今回、議案としております、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、農業委員会等に関する法律第7条の1項に定めることと規定をされております。
久留米市農業委員会では、3年前の平成29年10月にこの指針を定めております。今年7月に現行の農業委員さん、そして推進委員さんの改選がありましたので、今回、この指針について改正を行うものでございます。
改正については、この指針に定めております3つの目標について、新たな目標地、目標値につきましては3年後、そして6年後の目標値を定めて、今回、改正をしております。
それでは、改正箇所であるこの3つの新たな目標について、説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

第1、基本的な考え方についてですが、特に、変更箇所はございません。この指針の目標年度につきましては、久留米市が策定しております「久留米市食料・農業・農村基本計画」に合わせまして、6年後の令和7年度を目標年度としております。記載につきましては、1ページの真ん中辺りに当たります。

次に、1ページ中、第2、具体的な目標と推進方法、1、遊休農地の発生防止・解消についてになります。

1つ目の目標である遊休農地の解消面積、解消目標になります。

表を御覧ください。

現状で遊休農地は104ha、遊休農地の割合としまして1.22%になっております。

6年後の遊休農地の割合につきましては、約0.1%下がる目標として95haを設定させていただいております。

なお、真ん中、次期改選があります3年後につきましては、間を取って99haの設定としております。

2 ページをお願いいたします。真ん中より少し下のところになります。

2、担い手への農地利用の集積・集約化についてでございます。

2つ目の目標である担い手への農地利用集積目標になります。表をお願いいたします。現状ですが、既に集積率としましては79.75%というふうに、久留米市ではこの担い手の集約につきましては、順調に進んでいるところでございます。国が策定しております「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、担い手への集約については約8割というふうに示されておまして、久留米市におきましても、6年後の集積率の目標につきましては、同じ80%と設定をしております。

また、次期改選がある3年後の集積率についても同じ伸び率で79.83%の設定としております。

3 ページをお願いいたします。真ん中辺りになります。

3、新規参入の促進についてでございます。3つ目の目標値である新規参入の促進目標になります。表をお願いいたします。現状では、昨年、平成31年度の参入実績が7経営体というふうになっております。また、過去3年間のこの新規参入者の数につきましては、直近で昨年在7経営体、その前が14経営体、2年前が18経営体ということで、少しずつ減少をしているような状況になっております。

そこで、6年後の目標及び次期改選がある3年後の目標につきましては、直近3か年の平均値である13経営体というふうにさせていただいております。

以上で、説明のほう、終わります。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員 1 ページの遊休農地解消目標で、管内の農地面積が8,534haになっていますが、2 ページ目の担い手の利用集積、管内の耕地面積の現状が8,430haになっています。このことについて説明してもらえませんか。

事務局 今、ご質問がありましたのは、1 ページの下の表、この中の左目、管内の農地面積が8,534ha、2 ページ目の表の管内の耕地面積が8,430 haとなっており、104haほど違うけれども、どうしてなのかというご質問でしょうか。
こちらにつきましては、県の農林水産の市町村別の統計の中では2 ページのように、耕地面積については8,430haとございます。この8,430haは、農地として利用ができるところについてが8,430 haであるという統計となっていて、これに昨年度の遊休農地の104haを足したところで8,534haとしています。遊休農地の解消については、現状の遊休農地104haを含めたところからの解消率という形で足していますので、そこで差が出ているということでございます。

委員 はい、分かりました。ただ、今のお話からすると、遊休農地の解消に関しては、担い手は携わらないと言うと、言い方が強いんですけども。私も担い手の一人ではありますが、担い手の中には個人もいれば法人もいる、農業利用団体なんかもあるわけですが、そういうところは例えば遊休農地、いわゆる耕作しづらいところというのを避けているわけですね。現実には、うちの近所にいる担い手もそうなんです。もう狭いからしない、近づきにくいからしない、ということが実際にあっていて、そうすると、担い手もしてくれないからもうやめたと、草だらけになって、遊休農地になってしまうというようなことがあるわけですよ。
だから、担い手が条件のいいところをするというのは分からないでもないのですが、そのところをもう少し何かこう考えられませんか。例えば、そういう条件の悪いところへ対しては、何らかの補助金であったり、道路を拡張するための工事をするとか、水路を整備するとか。そういうふうなことをやっていかないと、確かに、担い手はどんどん大きくなって行って、数字的には上がっていると思いますが、

現実に放置されている農地がやっぱり遊休農地として、ずっと続いていくと思うんですね。拡散していくと思いますので、その辺りも併せて何か考えられないかなというのを感じまして。

事務局 なかなか難しい問題ですが、自分のほうも今お話を聞きながら整理していたところですが、一番目の表、この遊休農地の解消については、担い手さんも当然、中心になっていただければと思っているのけれど、久留米市全体で遊休農地の解消を考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

2ページにある、その農地利用の集積については、高齢化などで農地を手放す方、農地が利用できないという方が増えていくので、そういう中で、地域の主立った担い手、認定農業者さんとか、そういう方を含めた法人だったり、そういうところに集約の必要があるかなというところで、国の施策があるというところでございます。そうした中で、1ページの遊休農地の解消については、当然、担い手農業者の方を中心にするというような形になっていくのではないかとはい思いますが、こちらについては日々の農業委員活動の中で、今年で言えば、8月、9月に農地パトロール等があったと思います。その中で、現状、もう既に遊休農地になっているところを解消するというのはなかなか難しい、でも、それは減らしていかなければいけない。そのための施策として、久留米市でも荒廃農地の補助金ですとか、条件を整えば、そういうものを使いながら解消していく。また、高齢化でこれから遊休農地になっていくところの発生防止として、例えば、農地を貸し借りするとか、そういうものを進めながら、新しい遊休農地が増えていくことを防ぐという形がありますので、そういうふうなところを市とやっていく。今回の指針の中ではあまり無理な計画は立てられない中で、これまでもずっと継続してやってきたこととは思いますけれども、解消、そして新しい遊休農地の発生を防ぐという形で、この目標値を設定させていただいているところでございます。そういうようなところでよろしいでしょうか。

議長 ほかにございませんか。

委員 3ページ目の新規参入のところの質問ですけど、現状が7経営体になっているのは、これは年間ででしょう。

事務局 そうです。

- 委 員 目標のところ、7経営体とか、何か意味が分からないです。
- 事務局 今、ご質問あったところですが、新規参入の分の目標というのは、その年度に新しく新規参入される経営体の数という意味ですが、少し分かりにくくなっておりました。申し訳ありません。
- 委 員 令和元年度の話でしょう。
- 事務局 そうですね。令和元年度（平成31年度）に7経営体の新規の参入の方がいらっしゃるという形で、令和元年度（平成31年度）、平成30年度、平成29年度と、過去の部分を見た中で、平均の13経営体を目標にさせていただいたというところでございます。すみません、ご説明が足りなくて。
以上でございます。
- 議 長 ほかに。
- 「なしの声」
- 議 長 ほかに質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
ただいまから採決いたします。
第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。
- 全 員 挙 手
- 議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。
よって、現体制において、この指針に基づき、今後活動を行っていくこととなります。よろしくお願いをいたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、農地法第5条の規定による許可の取消願について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ありませんか。

「なしの声」

議 長 それでは、質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。したがって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。ご異議ございませんか。

「なしの声」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、4番、内田正隆委員、16番、手島富士雄委員をお願いいたします。以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。